

2025年12月27日

再チャレンジプログラム 第2回（令和2年度 民法）

弁護士 春田 尚純

＜R2 民法の特徴＞

R2 民法は、とても範囲が広く、かつ基本事項から未だ考えたことのない論点までを網羅し、実力差の出やすい実にはバランスの取れた問題となっている。難易度は高いが、①訴訟物→②要件（要件事実）→③あてはめ、の鉄則に従って、設問通りのナンバリングをすれば、充分に合格点はとれる。このスタイルを、問題を問わずに貫けるかどうかが合否の分かれ目。民法では常にこのルールに従って考えよう。

難解な問題が出たら、深入りしすぎず、このルールにしたがって書くだけで失敗しない答案になる。典型的な不合格者は、慌ててしまってこのスタイルで検討できなくなってしまうケースが多い。

＜答案構成＞

〔設問1〕

第1 Bの主張として考えられるもの【設問にしたがったナンバリングをすると漏れがない】

- ① B→C：契約不適合に基づく代金減額請求（563条1項）
- ② B→C：乙建物の修補に代わる損害賠償請求権との相殺（562条1項、564条、415条1項、505条1項）

第2 主張の可否

1 ①について【1つ1つ要件を検討すればよい。漏れがないように。】（※1）

（1）B→Aへの代金減額請求

- ア. 「品質…に関して契約の内容に適合しないこと」（562条1項）
品質＝目的物に関し当事者間で合意した性質をいう。
合意した品質 → 実際の品質 → 結論
- イ. 相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたこと（563条1項）
相当期間＝履行の機会を与えるのに十分な期間
履行請求はR2.10.10→現在はR2.10.30。20日 → 十分な期間
- ウ. イの期間内に履行の追完がないこと（563条1項）
Aから応答なし
- エ. 買主の責めに帰すべき事由でないこと（563条3項）
特になし
- オ. 買主がアを知った時から一年以内にその旨を売主に通知したこと（566条本文）
アを知ったのはR2.10.10→現在はR2.10.30。「一年以内」。

（2）B→Cへの主張

債権譲渡（466条1項）→対抗要件具備（467条1項）。
代金減額請求可能である事実が「事由」（468条1項）？
「事由」＝発生原因事実があること ∵趣旨が債権譲渡により債務者の利益が害されるのを防止
R2.7.30に債権譲渡の通知 → この時すでに代金減額請求権の発生原因事実はあった → 対抗可

2 ②について

（1）損害賠償請求の可否（415条）

- ア 債務の本旨に従った履行がないこと
優れた防音性能を有することを前提に代金額を決定→この特徴を持つ乙を引き渡す義務あり
→ 引き渡さず → アを満たす
- イ 損害の発生、因果関係
防音性能を備えるための工事費用などがかかるから損害あり、アによって生じている
- ウ 帰責事由
契約前から近隣トラブルがあったことから A は認識していた

(2) 相殺の可否

- ア 相殺適状の要件検討
- イ C に対抗できるか？債権譲渡の対抗要件具備は R2. 7. 30 で損害賠償請求権の取得は R2. 9. 25 だが、「前の原因に基づいて生じた債権」(469 条 2 項 1 号)といえるのか？
趣旨は期待権保護→相殺への合理的期待がある場合に生じた債権をいう。
- ウ 契約①の契約不適合が原因
→ 自働債権と受働債権が同一契約に基づくもの
+ 修補に代わる損害賠償は結果的に代金減額請求と同じ機能を果たす
→ 相殺への合理的期待はあった → 「前の原因に基づいて生じた債権」→対抗可能

【設問 2】

第 1 小問 (1) 【設問にしたがったナンバリングをすると漏れない】

- 1 a 部分の発言
- (1) 隣地通行権の成否【1 つ 1 つ条文にあてはめれば OK】
「分割によって公道に通じない土地が生じた」場合、隣地通行権が生じる (213 条 1 項)。
本件では、甲土地は丙土地と一体だったが分筆して D→A 譲渡 ⇒ 隣地通行権成立
A→B に譲渡しても付随して移転 (∵袋地に付着した物権的権利) ⇒B は D に対抗可
- (2) 範囲
通行のために必要かつ最小の範囲のみ (211 条 1 項)。
部分 a は最小なので、隣地通行権成立。
- 2 c 部分の発言
自動車のために c も必要かつ最小といえるか？
判例 (①自動車による通行を認める必要性、②周辺状況、③これを認めることによる他の土地所有者が被る不利益を総合考慮して判断) → 1 つ 1 つあてはめ (否定)

第 2 小問 (2) 【激難】★

設問に沿ってナンバリング。

- 1 B の見解
- ・ 契約の性質 (物権契約と債権契約 or 一体とした有償契約)
 - ・ 債権債務関係
 - ・ 解除の趣旨 (債務からの解放？契約からの解放？)
- 2 D の見解
- ・ 契約の性質 (物権契約と債権契約 or 一体とした有償契約)

コメントの [] : こういう問題には深入りしない。ナンバリングを守って淡々と書く。

- ・債権債務関係
 - ・解除の趣旨（債務からの解放？契約からの解放？）
- 3 Dの解除の可否

【設問3】【複雑だが、訴訟物→要件事実を意識すれば整理できる】

訴訟物は、BのGに対するBE間の売買契約に基づく移転登記手続請求権（560条）

要件事実は、売買の事実だが、今回はやや複雑なので、1つ1つひも解く。

1 BF間売買
OK

2 E→F代理権授与（なし）
→(1)Fの日常家事（761条）、(2)表見代理(110条)、(3)Eの追認拒絶の可否

(1)761条

同条は、日常家事行為について夫婦の連帯責任と、この前提として夫婦の日常家事行為について法定代理権を定めたもの→日常家事行為とは、夫婦が共同生活を営む上で通常必要な法律行為を指す。また、同条の趣旨は、夫婦の一方と取引に入った第三者の保護にある。そこで、その判断は夫婦の内部的事情、行為の個別的目的に加えて、客観的性質等も考慮して判断される

(2)110条

- ・法定代理権も110条の基本代理権に含まれる
- ・110条の直接適用を認めると、その行為の代理権があると信じるにつき「正当な理由」があれば、第三者は保護されてしまう。これでは、夫婦別産制（762条）の趣旨を没却してしまい妥当でない。そこで、相手方においてその行為が当該夫婦の日常家事行為の範囲内に属すると信じるにつき正当の理由のあるときに限り、110条の趣旨を類推適用。

(3)第三者が無権代理人を相続→追認拒絶の可否（ここは厚く書けなくてもいい）

信義則

3 E→G相続（法廷単純承認。ここを1の中で書いてもいい。938, 939, 889条1項2号、921条1号）
以上

(※1) 要件を必ず先に全て書く必要はあるか？

何度もしつこいが、科目を問わず、法律文書は「問題提起→一般論(要件)→あてはめ→結論」の形で書く(下記理想答案)。ここから外れると原則として減点されると考えてよい。

しかし、答案作成には制限時間がある。今回の民法のように、要件を全て書く及答案が肥大化し、制限時間も無くなる可能性がある。では、どのように書くのがよいか。

ポイントは、予測可能性の確保である。そもそも、採点者は、理想答案を見ると「この人は要件をこう考えていて、これからあてはめをするのだな」と次に何が書かれるか予測しながら読むことができる(予測可能性の確保)。そうすると、予測可能性が確保されていれば、要件先出しの部分を割愛することも可能である。

以下の「テクニック版」を見てほしい。「2」の中で、1つ1つ要件を個別にタイトルにしている。採点者はタイトルとナンバリングを見るだけで「この人は、1つ1つ要件を項目化してあてはめをするのだな。そうすると、ナンバリング＝要件と考えているのだな」ということまでわかるから、点をつけやすい。このように、読み手の予測可能性確保の観点から工夫するとよい。例えば、問題提起の中で「以下、同請求権の要件を順次検討する。」と入れるとより丁寧だろう。ただし、理想答案をしっかりと書ける人が答案をスリム化できるから、各自まだ理想答案を書けない人は、まずこちらをしっかりと書けるように訓練していただきたい。

(理想答案)

- 1 問題提起
 - 条に基づく××請求権は成立するか。
- 2 要件
 - 条に基づく××請求権の成立要件は、①・②・③・④である。
- 3 あてはめ
 - これを本問についてみる。
- (1) ①A
 - Aの下位規範→事実→評価→結論
- (2) ②B
- (3) ③C
- (4) ④D
- 4 結論(以上から、●条に基づく××請求権は成立する。)

(テクニック版)

- 1 問題提起
 - 条に基づく××請求権は成立するか。以下、同請求権の要件を順次検討する。
- 2 (1)①A
 - 事実→評価→下位規範にあたるから、Aにあたる。
- (2)②B
- (3)③C
- (4)④D
- 3 結論(以上から、●条に基づく××請求権は成立する。)

再チャレンジプログラム 第3回（令和2年度 商法）

弁護士 春田 尚純

＜R2 商法の特徴＞

- 1 条文が非常に重要視されている。如何に条文を正しく挙げられるかで合否が分かれる問題。
- 2 設問1の答案構成は、無効の訴え→取消事由+裁量棄却なし→無効事由該当、というとてもスタンダードな流れである。ただ、決議が2つあるので、どちらの議論をしているのかを整理しつつ、条文を丁寧に上げて、分かりやすい文章で起案できるか、という点にこれをいかにキレイにかけられるかが評価ポイントであろう。設問2は、色々と候補はあるものの、差止請求がきちんとかけていれば大丈夫だろう。
- 3 ただ、中でも定款変更の無効事由性や、「不利益が生じるか」という見慣れない問題もあり、この点でイチから考えさせられる要素もあった。これらの問題は、特に正解がないので、趣旨から考えて記載できれば合格点はつくだろうから、特に重要ではない。2の点が最も重要。

＜答案構成＞

〔設問1〕

設問では、本件株式発行の効力を争うための①訴え、②主張、③②の当否、の3つが問われている。
→この流れでナンバリング

- 1 訴え
 - (1) 結論
新株発行無効の訴え（828条1項2号）
 - (2) 訴訟要件
原告、被告、期間
- 2 主張
本件決議1・2に決議取消事由があるから本件株式発行の効力は無効
- 3 当否
 - (1) 本件決議1
ア 招集通知の記載事項(299.1, 299.2.2, 299.4等)
→本件では「定款変更の件」の記載なし→831.1.1違反
イ 裁量棄却(①手続・方法の法令・定款違反、②瑕疵が重大でない、③決議への影響がないこと)(831.2)
→なし(②招集通知の趣旨は準備の機会確保→Bは不知・③がない)
ウ 無効事由
法的安定性を確保するため、重大な法令・定款違反のみが無効事由
→定款は会社の根本の規範だから変更は重大
 - (2) 本件決議2
ア 招集通知の記載事項(299.1, 299.2.2, 299.4等)
→本件では「新株発行の件」の記載なし→831.1.1違反
イ また、本件株式発行は有利発行にあたる→説明義務あり(199.3)
この「説明」＝有利発行に関する正確な情報(∵株主が正確に判断できるようにするため)
しかし、虚偽の説明→「説明」ではない→831.1.1違反

ウ 裁量棄却なし

ア：招集通知の趣旨は準備の機会確保→Bは不知

イ：払込金額は会社の経済状況・株式価値に直接影響→重大

エ 無効事由

あたる

∴非公開会社において総会決議を欠くと株主に事前差止の機会が与えられない。また、非公開会社では、既存株主の利益が不当に害される危険が大きいから、既存株主を厚く保護する必要がある。

さらに、非公開会社では、株式が流通しにくいから、取引の安全を図る必要性は低い。

(3) 以上から、本件株式発行は無効

[設問2]

見慣れない問題だが、40%の配点→あまり軽視はできないので、しっかりと取り組む必要あり。

1 小問(1)

不利益が生じるか? = 株主の権利が制約される可能性 → 105条!

⇔ ①優先配当が減る、②議決権割合が減る→少数株主権を行使できない

2 小問(2)

(1) 株式買取請求(116.1.3)

(2) 差止請求(182の3)

→この中で本件決議3の取消の訴え(831.1.3)

以上

(参考) 再チャレンジプログラムの先輩からのメール (抜粋)

本年は大変お世話になりました。

4月から弁護士人生がスタートし、日々の業務に食らいついていくのが精いっぱい、気が付けば2025年が終わりを迎え、怒涛の1年だったなと振り返っております。

(中略)

また、実務に出てみて、本当にさまざまな問題があつて、どうするのこれ？みたいなことだらけであることを実感しました。

そんなときに、再チャレで春田先生がよく仰っていた「法的思考力」の言葉を思い出します。

事案を俯瞰し、法律のルールに従って分析・整理し、問題解決の糸口を見つける。

あの時は、「法的思考力」について、対司法試験の側面からしか見えていませんでしたが、早い段階で実務家にとって必要な能力を身に付けられるよう指導してくれていたのだと今になって実感しています。

司法試験をクリアするだけでなく、実務で通用することを目標に鍛えていただいたおかげで、今なんとか食らいつけているのだと思います。

あと、内容はまだまだで、もっと勉強しなければならないのは当然ですが、兄弁やボス弁に起案のわかりやすさを褒めていただけることが多く、これも春田先生に鍛えていただいた文章力や構成力のおかげだと思っています。

(中略)

また、何か参考になるかはわかりませんが、私の感想めいた言葉でよろしければ、ぜひ今後司法試験に挑む後輩の方々へお伝えいただければと思います。

すでに、春田先生がお話しているところかもしれませんが、この法的思考力が備わっていないと実務家同士の会話に全くついていけないということも併せてお伝えいただければと思います(共同受任している弁護士間の会話、弁準での裁判官・相手方代理人の会話、検事との会話 etc.)。

「実務家が標準装備している能力がゆえに、当然に司法試験で求められる能力である」ということについては、実務に出てからでないと実感できないのかもしれませんが。

今はただ、春田先生の言葉を信じて頑張ってくださいとお伝えいただければと思います。